

指定給水装置工事事業者の指定申請要領

<新規申請時>

○提出書類

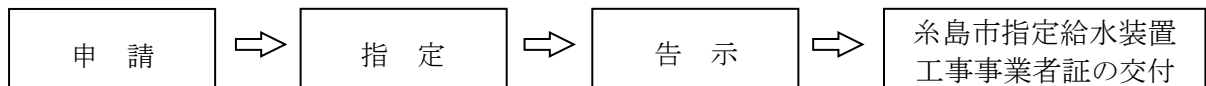
1. 指定給水装置工事事業者指定申請書（別添様式）
2. 誓約書（別添様式）
3. 機械器具調書（別添様式）及び機械器具の写真（A4用紙に貼付）
4. 給水装置工事主任技術者選任届出書（別添様式）
※免状の写しを必ず添付すること。
5. 法人の場合は、定款又は寄附行為及び登記事項証明書（原本）
個人の場合は、住民票の写し
※定款・寄附行為の写し提出の場合は、文末に原本と相違ないことを記載し、
法人の署名捺印のこと
6. 事務所の位置図及び事務所の外観・内部の写真（A4用紙に貼付）

○手数料

新規申請手数料 5,000円/件

糸島市指定給水装置工事事業者証を受領するときに納付して下さい。

○指定事務の流れ



<更新申請時>

○提出書類

1. 新規申請時の提出書類と同様
2. その他糸島市が確認する項目

下記 4 項目について確認する書類となります。書類については、更新手続きの際に本市水道課より配布いたします。

その他糸島市が確認する項目

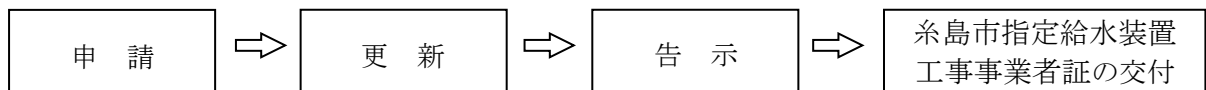
- 指定給水装置工事事業者の講習会の受講実績
- 指定給水装置工事事業者の業務内容（営業時間、漏水修繕、対応工事等）
- 給水装置工事主任技術者等の研修会の受講状況
- 適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

○手数料

更新申請手数料 5,000 円／件

糸島市指定給水装置工事事業者証を受領するときに納付して下さい。

○指定事務の流れ



指定給水装置工事事業者の変更届等について

1. 指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書（別添様式）

事業所の名称や代表者の氏名等の変更があった際は、当該変更のあった日から30日以内に届出書の提出が必要です。

（添付書類）

変更事項	法人	個人
氏名又は名称	・定款又は寄附行為 ・登記事項証明書	・住民票の写し
住所及び所在地	・定款又は寄附行為 ・登記事項証明書 ・事業所の位置図 ・事務所の外観・内部の写真	・住民票の写し ・事業所の位置図 ・事務所の外観・内部の写真
代表者の氏名	・定款又は寄附行為 ・登記事項証明書 ・誓約書	—
役員の氏名	・登記事項証明書 ・誓約書	—
主任技術者の氏名及び主任技術者が交付を受けた免状番号	・免状の写し	・免状の写し

※ 「氏名又は名称」、「住所及び所在地」及び「代表者の氏名」の変更の場合は、届出書の提出と同時に、交付を受けている「糸島市指定給水装置工事事業者証」を返納してください。

※ 写真は、A4 用紙に貼付して提出してください。

2. 給水装置工事主任技術者選任・解任届出書（別添様式）

選任した主任技術者が欠けるに至ったときは、当該事由が発生した日から14日以内に新たに主任技術者を選任し、届出書の提出が必要です。

また、主任技術者を追加で選任した場合や選任した給水装置工事主任技術者が退職し、給水装置工事主任技術者を解任する場合においても、遅滞なく届出書を提出して下さい。

なお、選任の場合は、届出書に免状の写しの添付が必要です。

3. 指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書（別添様式）

事業を廃止し、又は休止したときは、当該廃止又は休止の日から30日以内に、また事業を再開したときは、当該再開の日から10日以内に届出書の提出が必要です。

なお、廃止・休止の場合は、届出書の提出と同時に、交付を受けている「糸島市指定給水装置工事事業者証」を返納してください。